



令和8年4月制度改正

川崎町結婚新生活支援補助金

◆対象となる世帯

01

夫婦ともに39歳以下の新婚世帯であること

令和8年1月1日から令和9年2月28日までに婚姻した夫婦が対象となります。

02

夫婦ともに2年以上定住する意思があること

申請時に申請の対象となる住居に住民票があることが条件となります。

03

夫婦合算の所得金額が500万円未満であること

貸与型奨学金を返済している場合には合計所得金額から控除します。

04

過去に同様の趣旨の補助金を受けたことがないこと

他市町村で交付を受けた場合にも補助対象外となります。

NEW

05

結婚・妊娠・子育て等に関する講座を受講すること

ライフデザイン講座、プレコンセプションケア講座、医療機関への妊娠・出産に関する相談、子育て・共家事講座のいずれかの受講が必要となります。



◆補助額

夫婦ともに29歳以下

60万円

夫婦ともに39歳以下

30万円

◆対象費用

4月から2月までに支払った費用が対象です



住宅取得費用

土地購入費、家具家電購入費等は対象外となります。



住宅リフォーム費用

倉庫、外構等についての費用は対象外となります。



住宅賃借費用

保険料、水道光熱費、駐車場代等は対象外となります。
※勤務先から住宅手当等が支給されている場合には対象経費から差し引きます。



引越費用

業者を利用した引越し以外の費用は対象外となります。

※一般貨物自動車運送事業の許可を得ている業者に限ります。

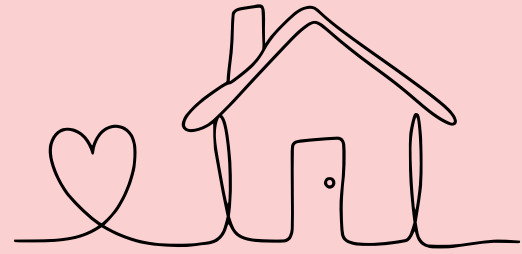
※上記のほかにも交付に関しては条件があります。詳しくはHPをご覧ください。



◆申請に必要な書類

○全費用共通必要書類

- ①川崎町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ②誓約書兼同意書（様式第2号）
- ③所得証明書（R8.1.2以降に川崎町へ転入した場合）
- ④戸籍謄本
- ⑤貸与型奨学金の返済額がわかる書類
※貸与型奨学金の返済を現に行っている場合のみ



○費用別必要書類

住宅取得費用	リフォーム費用	住宅賃借費用	引越費用
			
<p>①工事(売買)契約書の写し ②登記事項証明書又は検査済証の写し ③住宅の位置図 ④建物の配置図及び平面図 ⑤工事内訳書又は見積明細書の写し ⑥住宅の全景写真 ⑦領収書等の写し</p> <p>(ローン借入の場合) ⑧金銭消費貸借契約書又は返済計画書の写し</p>	<p>①工事契約書(請書)の写し ②設計図面等の写し ③工事施工前の写真 ④工事施工後の写真 ⑤工事内訳書又は見積明細書の写し ⑥領収書等の写し</p> <p>(ローン借入の場合) ⑦金銭消費貸借契約書又は返済計画書の写し</p> <p>(賃貸物件の場合) ⑧建物賃貸借契約書の写し</p>	<p>①建物賃貸借契約書の写し ②住宅手当支給証明書 ③領収書等の写し</p>	<p>①領収書等の写し ②業者が一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者であることを確認できる書類 ③家具道具等を運送した日がわかる書類</p>

申請は令和9年3月15日まで

補助金に関する問い合わせは、川崎町企画情報課企画調整係まで
TEL (0947) 72-3000 【内線301】

